（公表事項）

第六条　法第三十三条の五において準用する法第三十条第三項の環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別

四　特定国際種事業の届出年月日

（特定国際種事業の変更等の届出）

第七条　法第三十三条の五において準用する法第三十条第四項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　（略）

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別

五　法第三十三条の五において準用する法第三十条第三項の規定により通知された届出に係る番号（次項第五号において「届出番号」という。）

六～八　（略）

2　法第三十三条の五において準用する法第三十条第四項の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　（略）

四　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別

五　届出番号

六・七　（略）

（特定国際種事業に係る陳列又は広告の表示方法）

第八条　法第三十三条の五において準用する法第三十一条第三項の陳列又は広告は、公衆の見やすいように表示する方法により行うものとする。

（特定国際種事業に係る陳列又は広告の表示事項）

第九条　法第三十三条の五において準用する法第三十一条第三項の環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別

第十条　（略）

（特別国際種事業者の登録の申請）

第十一条　法第三十三条の六第二項の規定により同条第一項の登録を受けようとする者（次条第二項及び第三項において「申請者」という。）は、法第三十三条の六第二項第一号から第三号まで及び次項に規定する事項を記載した申請書を提出しなければならない。

（新規）

（特定国際種事業の変更等の届出）

第三条　法第三十三条の五において準用する法第三十条第三項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（新規）

二　（略）

三　特定国際種事業の対象とする特定器官等の種別

（新規）

2　法第三十三条の五において準用する法第三十条第三項の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（新規）

二　（略）

三　特定国際種事業の対象とする特定器官等の種別

（新規）

四・五　（略）

（新規）

（新規）

第四条　（略）

（新規）